

(証券コード：4183)
2013年6月3日

株 主 各 位



第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2013年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
コレド室町 4階 日本橋三井ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第16期（自 2012年4月 1日
至 2013年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（自 2012年4月 1日
至 2013年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 議決権の行使について

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2013年6月24日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

70頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2013年6月24日（月曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信下さいますようお願い申し上げます。

なお、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

(3) 重複行使の取扱い

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm>）に掲載させていただきます。

事業報告

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、欧州の財政危機や、中国の景気拡大の鈍化及び新興国の景気減速の影響を受け、厳しい状況となりました。

日本経済におきましては、年度初頭には、復興需要を背景とする景気持ち直しの動きがみられたものの、世界経済の減速等の影響を受け、生産や輸出が低迷しました。さらに、年度終盤に円安に転じたものの、年度中盤まで継続した歴史的水準の円高の影響を受け、総じて厳しい状況となりました。

化学工業界におきましては、中国向けを中心とする需要低迷の影響を著しく受けたことに加え、原燃料価格が高水準で推移したことも影響し、厳しい状況となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは2011年度中期経営計画に掲げる4つの基本戦略を着実に実行し、事業ポートフォリオの変革に努めてまいりました。特に、エラストマーやPPコンパウンド等の「高付加価値ポリマー群」、ヘルスケア等の「高機能製品群」及び「フェノール・チェーン」の3つに経営資源を集中し、事業ポートフォリオの変革のさらなるスピードアップを図ってまいりました。しかしながら、当社岩国大竹工場における事故の影響や、特に基礎化学品分野における世界的な市況低迷の影響をカバーするには至らず、当期の当社グループの業績は、売上高は14,062億円（対前期比478億円減）、営業利益は43億円（対前期比173億円減）、経常利益は92億円（対前期比137億円減）となりました。また、当期純損失は、事業の再構築のための特別損失を計上したこともあり、81億円の損失（対前期比71億円増）という厳しい結果になりました。

2012年4月22日に当社岩国大竹工場において発生いたしました爆発・火災事故につきましては、社外有識者からなる「事故調査委員会」により、事故の直接原因及び深層原因の解明がなされており、これらの原因に対して、当社が策定した再発防止対策が同委員会で承認されました。さらに、当社では、社長を委員長とし、社外の有識者を加えた「抜本的安全検討委員会」を設置し、当社の安全に関する問題点を徹底的に見直して、安全の実現に向けて取り組むべき抜本的な安全対策をとりまとめました。対策の要旨は次のとおりです。

- ・ライン管理者が現場に集中し、しっかり現場のマネージメントができる対策
- ・技術力の向上と、技術伝承を確実に実行できる対策
- ・安全最優先の徹底と、プロ意識醸成・業務達成感が得られる対策

当社は、これらの対策を確実に実行し、社会から信頼いただける「安全な化学メーカー」に向けての再建を行ってまいります。

なお、岩国大竹工場では、市原工場で代替生産を行っております「サイメン」及び既に事業撤退を発表しております「レゾルシン」プラントを除く全てのプラントが稼働を再開しております。

当期の事業部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当社は、2012年4月1日をもって、新たな成長基盤の構築に向けた2011年度中期経営計画の早期達成を目的とする組織改正を実施いたしました。これに伴い、当期より事業区分を見直しており、以下の記載における前期との比較は、新しい区分に組み替えた数値を使用しております。

① 石化部門

石化部門は、全体として売上高が増加しました。

エチレン及びプロピレンは、需要減退の影響を受け、生産量がいずれも減少しました。

ポリエチレンは、販売数量の減少の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

ポリプロピレンは、国内で販売数量が減少したものの、海外で販売数量が増加したことにより、売上高が好調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ96億円増の4,690億円、売上高全体に占める割合は33%となりました。一方、営業利益は、交易条件の悪化により、前期に比べ12億円減の77億円となりました。

② 基礎化学品部門

基礎化学品部門は、全体として売上高が厳しい状況となりました。

フェノールは、中国の景気拡大の鈍化等の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

ビスフェノールAは、主要用途であるポリカーボネート樹脂及びエポキシ樹脂向けの需要低迷の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

高純度テレフタル酸は、岩国大竹工場事故による生産停止及び市況低迷の影響を受け、売上高が減少しました。

ペット樹脂（ポリエチレン テレフタレート）は、岩国大竹工場事故による生産停止の影響を受け、売上高が減少しました。

エチレンオキサイド及びその誘導品は、原燃料価格上昇に伴う販売価格上昇により、売上高が増加しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ712億円減の4,017億円、売上高全体に占める割合は29%となりました。また、営業損益は、岩国大竹工場事故の影響等による販売数量の減少及び市況下落の影響により、前期に比べ275億円減の189億円の損失となりました。

③ ウレタン部門

ウレタン部門は、全体として売上高が好調に推移しました。

ポリウレタン材料は、昨年度に震災の影響を受け生産停止していた鹿島工場が通常稼働に戻ったことに加え、海外市況の好転及び円安効果により、売上高が好調に推移しました。

コーティング材料は、一部の製品が岩国大竹工場事故による生産停止の影響を受けたものの、海外での自動車向け樹脂等の販売数量増加により、全体として売上高が堅調に推移しました。

接着材料は、太陽電池用途における需要減退の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

成形材料は、建設機械等の需要減少による注型用プレポリマー及び防水材の販売数量減少の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ189億円増の1,462億円、売上高全体に占める割合は10%となりました。また、営業損失は、ポリウレタン材料の販売数量の増加と海外市況上昇及び円安効果に加え、固定費の減少により、前期に比べ120億円改善の26億円の損失となりました。

④ 機能樹脂部門

機能樹脂部門は、全体として売上高が堅調に推移しました。

自動車部品及び樹脂改質材用途を中心とするエラストマーは、中国の景気拡大の鈍化等の影響を受けたものの、用途開発及び市場シェア拡大により、売上高が堅調に推移しました。

機能性コンパウンド製品は、包装材用途の堅調な需要の伸びと、震災に伴う自動車用途等における需要低迷からの回復により、売上高が堅調に推移しました。

特殊ポリオレフィンは、岩国大竹工場事故による生産停止に加え、電子情報関連用途の需要低迷の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ28億円増の1,347億円、売上高全体に占める割合は10%となりました。また、営業利益は、販売数量の増加及び固定費の減少等により、前期に比べ2億円増の84億円となりました。

⑤ 機能化学品部門

機能化学品部門は、全体として売上高が堅調に推移しました。

ヘルスケア材料は、メガネレンズ用材料等の海外需要拡大により、売上高が好調に推移しました。

衛生材料は、国内外の紙おむつ需要が依然旺盛であることにより、売上高が好調に推移しました。

特殊ガスは、半導体産業を中心とする需要低迷の影響を受け、売上高が低調に推移しました。また、化成品は、円高による需要減少の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

触媒は、岩国大竹工場事故による生産停止の影響及び海外需要低迷の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

農業化学品は、海外需要拡大等により、売上高が堅調に推移しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ12億円増の1,496億円、売上高全体に占める割合は11%となりました。また、営業利益は、ヘルスケア材料の販売数量の増加により、前期に比べ7億円増の124億円となりました。

⑥ フィルム・シート部門

フィルム・シート部門は、全体として売上高が低調に推移しました。

包装フィルムは、足元では回復の兆しが見られるものの、2011年夏以降の大幅な需要減退及び競合他社との価格競争の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

電子・光学用フィルムは、一部高付加価値分野で需要が拡大したものの、販売価格下落及び岩国大竹工場事故の影響を受け、売上高が低調に推移しました。

太陽電池シートは、太陽電池封止材市場の需要回復が遅れていることに加え、販売価格下落の影響を受け、厳しい状況となりました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ47億円減の748億円、売上高全体に占める割合は5%となりました。また、営業損益は、交易条件の悪化等により、前期に比べ35億円減の33億円の損失となりました。

⑦ その他部門

当部門の売上高は、前期に比べ44億円減の302億円、売上高全体に占める割合は2%となりました。また、営業損益は、前期に比べ7億円減の6億円の損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は566億円であり、その主なものは、三井化学不織布（天津）有限公司における高機能不織布の製造設備新設、サイアム トーセロ社（Siam Tohcello Co., Ltd.）における直鎖状低密度ポリエチレンフィルム「T. U. X[®]」の製造設備新設及び大阪工場における余剰アセトン対策によるフェノール事業の競争力強化を目的としたアセトン法イソプロピルアルコール製造設備新設のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により所要資金を賄いました。このうち、当社において、2012年10月23日に140億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ424億円増加し、5,072億円となりました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度	2009年4月	2010年4月	2011年4月	2012年4月
	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月
売上高(百万円)	1,207,735	1,391,713	1,454,024	1,406,220
営業損益(百万円)	△ 9,461	40,548	21,564	4,290
経常損益(百万円)	△ 13,132	38,851	22,884	9,206
当期純損益(百万円)	△ 28,010	24,854	△ 1,007	△ 8,149
1株当たり当期純損益(円)	△ 33.04	24.80	△ 1.01	△ 8.14
純資産(百万円)	419,004	431,101	415,771	428,914
総資産(百万円)	1,238,086	1,295,627	1,256,303	1,337,995

(注)上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
大阪石油化学株式会社	5,000	100.00	石油化学原料の製造及び販売
三井化学東セロ株式会社	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
下関三井化学株式会社	3,000	100.00	燐系製品及び肥料の製造及び販売
Mitsui Chemicals America, Inc.	157百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
三井化学不織布（天津）有限公司	164百万人民币	100.00	中国における衛生材料用不織布の製造及び販売
Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.	96百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Prime Evolve Singapore Pte Ltd.	20百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロセンポリマーの製造及び販売
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.	4,800百万タイバーツ	50.02	東南アジア地域における高純度テレフタル酸の製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310百万タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	1,980百万インドルピー	83.00	インドにおけるポリプロピレン自動車材の製造及び販売

(注) 1. 上記は、当社が直接又は間接出資している連結子会社のうち、資本金2,000百万円以上の会社であります。

2. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

3. Mitsui Chemicals America, Inc.の資本金については、払込資本を記載しております。
4. 2012年10月19日にPrime Evolve Singapore Pte Ltd.を設立し、同社を連結子会社としました。同社は、同じく当社の連結子会社である株式会社プライムポリマーが80%出資しております。また、同社は、今後複数回にわたり増資を行う予定であり、最終的な資本金は115百万米ドルとなる予定であります。

4. 対処すべき課題

2013年度の世界経済は、米国経済の拡大基調に加え、欧州の緊縮財政緩和等により、緩やかに回復に向かうことが見込まれます。

日本経済は、円安の進行や株価の上昇等により、徐々に回復軌道に戻ることが予想され、特に、年度後半からは東日本大震災の復興需要の本格化、追加景気対策効果や消費税増税前の駆け込み需要等による経済成長が期待されます。

化学工業界におきましては、事業環境は厳しいものの、世界景気の回復に伴う需要拡大により、年度後半にかけて回復基調となることが見込まれます。

このような情勢のもと、当社グループは、2011年度中期経営計画の最終年である2013年度において、中期経営計画で掲げる事業ポートフォリオの変革や低収益事業の構造改革をはじめ、あらゆる対策を講じて収益回復のスピードアップを図ってまいります。2013年度の業績については、次のとおり予想しております。

事業年度	2013年度連結業績予想	2012年度連結業績
売上高(百万円)	1,600,000	1,406,220
営業損益(百万円)	28,000	4,290
経常損益(百万円)	23,000	9,206
当期純損益(百万円)	5,000	△ 8,149

当社グループは、前述する事業環境において、次の点を2013年度の重点課題として取り組んでまいります。

(経済軸)

- (1) 事業ポートフォリオの変革の加速
 - ① 高機能製品群のM&A又は提携による早期事業拡大（大型買収によるヘルスケア事業の拡大）
 - ② 高付加価値ポリマー群の高機能化及び海外展開の拡大・加速
 - ③ 研究開発資源の集中化及び効率化による新事業・新製品創出と育成の加速
- (2) 低収益事業における構造改革の推進
 - ① フェノール事業の構造改革（余剰アセトン対策、誘導品強化、徹底的コストダウン）
 - ② 高純度テレフタル酸事業の再構築（原料の安価安定調達、徹底的コストダウン）
 - ③ ウレタン事業の再構築の加速（海外提携、徹底的コストダウン）

- ④ エチレンセンターをはじめとする国内石化事業の構造改革（低稼働対策、徹底的コストダウン）
- ⑤ その他収益悪化事業に係る対策の確実な実行（収益改善又は事業売却）
- (3) グローバル経営の推進
 - ① 成長するアジアを中心としたグローバルな事業拡大
 - ② グローバル化のための徹底的支援
- (4) 企業体質の徹底強化
 - ① 経費のゼロベースからの見直し
 - ② 工場のコスト競争力強化・間接業務効率化の徹底
 - ③ 当社単体の収益構造改善
- (5) キャッシュフローの確保
 - ① 投融资厳選、資産圧縮の徹底（資産の売却等による資金回収）
 - ② 在庫の適正レベル維持

（環境軸及び社会軸）

<最重点方針>

- (1) 安全文化を徹底するため、岩国大竹工場事故を踏まえた再発防止対策の水平展開徹底及び抜本的安全検討委員会での検討結果に基づく新たな対策の推進を図る。
- (2) 2011年度中期経営計画の基本戦略に沿って、新たな労働災害指標による労働安全の推進及び環境・社会軸に係る取り組みの「見える化」の推進を図る。

5. 主要な事業内容（2013年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業
石化	エチレン、プロピレン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、ポリプロピレン
基礎化学品	フェノール、アセトン、 α -メチルスチレン、メチルイソブチルケトン（MIBK）、イソプロピルアルコール、ビスフェノールA、エポキシ樹脂（エポミック®）、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井PET™）、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル（MMA）、液体アンモニア、尿素、メラミン、ハイドロキノン、クレゾール
ウレタン	ウレタン原料（TDI、MDI、PPG）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）、塗料用原料樹脂（ユーバン®、オレスター®、アルマテックス®）、ワックス（三井ハイワックス™）、液晶シール剤（LCストラクトボンド®）
機能樹脂	エチレン・プロピレンゴム（三井EPT™）、 α -オレフィンコポリマー（タフマー®）、液状ポリオレフィンオリゴマー（ルーカント®）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®）、特殊ポリオレフィン（TPX®、アペル™、ハイゼックスミリオン®）、半導体材料（ペリクル™）、ガス用及び給水・給湯用配管システム
機能化学品	ポリオレフィン製造用触媒、眼鏡レンズ用材料、医療材料、製紙材料（アクリルアמיד）、トナーバインダー、半導体用ガス、殺虫剤（トレボン®、スタークル®、ミルベノック®、アニキ®）、殺菌剤（クロルピクリン、ネビジン®、タチガレン®、アフエット®）、除草剤（イネキング®、草枯らしMIC®）、ハイブリッドライス種子、不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアール®）、合成パルプ（SWP®）
フィルム・シート	二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム（T.U.X®）、シリコーンコート離型フィルム（セパレーターSP-PET）、ハイクリーン粘着テープ（イクロス™テープ）、耐熱離型フィルム（オピュラン®）、太陽電池用封止シート（ソーラーエバ™）

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

6. 主要な事業所等 (2013年3月31日現在)

(1) 当 社

- ① 本 社 (東京都)
- ② 支 店
 - 名古屋支店 (名古屋市)
 - 大阪支店 (大阪市)
 - 福岡支店 (福岡市)
- ③ 工 場
 - 鹿島工場 (茨城県神栖市)
 - 市原工場 (千葉県市原市)
 - 茂原分工場 (千葉県茂原市)
 - 名古屋工場 (名古屋市)
 - 大阪工場 (大阪府高石市)
 - 岩国大竹工場 (山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市)
 - 徳山分工場 (山口県周南市)
 - 大牟田工場 (福岡県大牟田市)
- ④ 研究開発部門
 - 袖ヶ浦センター (千葉県袖ヶ浦市)
- ⑤ 海外事務所
 - 北京事務所

(2) 重要な子会社

- 株式会社プライムポリマー (東京都、千葉県市原市、大阪府高石市)
- 大阪石油化学株式会社 (東京都、大阪府高石市)
- 三井化学東セロ株式会社 (東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市)
- 下関三井化学株式会社 (山口県下関市)
- Mitsui Chemicals America, Inc. (米国)
- 三井化学不織布 (天津) 有限公司 (中国)
- Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
- Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
- Prime Evolve Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
- Siam Mitsui PTA Co., Ltd. (タイ)
- Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd. (タイ)
- Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd. (インド)

7. 使用人の状況（2013年3月31日現在）

事業部門別名称	使用人数(人)	対前期末増減(人)
石 化	1,977	83
基礎化学品	1,026	△ 38
ウレタン	1,526	△ 11
機能樹脂	1,082	1
機能化学品	1,972	92
フィルム・シート	1,247	62
その他	4,016	△211
合計	12,846	△ 22

8. 主要な借入先の状況（2013年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	60,220
株式会社三井住友銀行	54,091
三井住友信託銀行株式会社	24,115
株式会社みずほコーポレート銀行	22,705
農林中央金庫	18,046

(注)上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社日本政策投資銀行	1,700百万円
株式会社三井住友銀行	4,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,000百万円

9. 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2013年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,022,020,076株
(3) 株主数 87,513人 (対前期末比210人増)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	57,845	5.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	48,318	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ 東レ株式会社退職給付信託口)	37,425	3.73
三井物産株式会社	34,740	3.46
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	22,323	2.22
株式会社三井住友銀行	21,946	2.19
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	19,682	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	19,287	1.92
三井生命保険株式会社	17,187	1.71
三井住友海上火災保険株式会社	16,403	1.63

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (20,419,265株) を控除して計算しております。

2. 当社は、20,419,265株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2013年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	藤吉 建二	
代表取締役 社長執行役員	田中 稔一	業務執行全般統括。 I R・広報部、中国総代表、欧州総代表、米州総代表、三井化学東セロ株式会社及びM&A担当
代表取締役 副社長執行役員	佐野 鉦一	社長補佐。 R C・品質保証部、総務部、法務部、経理部、システム部及びレスポンスブル・ケア委員会担当
取締役 役員 専務執行役員	鈴木 基市	新自動車材開発室、新材料開発センター、環境・エネルギー事業推進室、R&D戦略室、三井化学シンガポールR&Dセンター、研究本部及び袖ヶ浦総務・安全・環境部担当
取締役 役員 専務執行役員	大村 康二	経営企画部及び内部統制室担当。 内部統制室長
取締役 役員 常務執行役員	竹本 元	生産・技術本部、工場、S C M推進部、購買部及び物流部担当。 生産・技術本部長
取締役 役員 常務執行役員	武野 悦夫	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、人事部、関係会社統括部、C S R部、C S R委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
取締役 役員 常務執行役員	淡輪 敏	石化事業本部、基礎化学品事業本部、ウレタン事業本部、機能樹脂事業本部、機能化学品事業本部及び支店担当
取締役	永井 多恵子	公益財団法人せたがや文化財団副理事長
取締役	鈴木 芳夫	弁護士法人一番町綜合法律事務所弁護士 中央大学法科大学院教授
常勤 監査 役員	岩淵 滋	
常勤 監査 役員	古賀 義徳	
監査 役員	伊集院 功	弁護士
監査 役員	門脇 英晴	株式会社日本総合研究所特別顧問 帝京大学経済学部教授
監査 役員	松田 博	

- (注) 1. 取締役のうち永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、社外取締役であります。また、当社は永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
2. 監査役のうち伊集院功氏、門脇英晴氏及び松田博氏は、社外監査役であります。また、当社は伊集院功氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
3. 監査役 門脇英晴氏は、帝京大学経済学部教授を2013年3月31日付で退任しております。
4. 常勤監査役 古賀義徳氏は、長年にわたり当社及び当社グループにおいて経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2013年4月1日をもって、会長及び社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	田 中 稔 一	業務執行全般統括。 I R・広報部、中国総代表、欧州総代表、米州総代表及び安全・環境企画管理部担当
代表取締役 副社長執行役員	大 村 康 二	社長補佐。 生産・技術本部、工場、最適生産体制構築、S C M推進部、購買部及び物流部担当
取締役 専務執行役員	淡 輪 敏	機能化学品事業本部、機能樹脂事業本部、ウレタン事業本部、基礎化学品事業本部、石化事業本部、三井化学東セロ株式会社及び支店担当
取締役 常務執行役員	武野氏 悦 夫	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai)Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、R C・品質保証部、人事部、関係会社統括部、C S R部、C S R委員会及びレスポンシブル・ケア委員会担当
取 締 役	佐 野 敏 一	
取 締 役	鈴 木 基 市	三井化学アグロ株式会社代表取締役会長
取 締 役	竹 本 元	

(2) 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12名 (2名)	300百万円 (19百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	6名 (3名)	90百万円 (31百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	18名 (5名)	390百万円 (50百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
3. 上記の金額には、2012年6月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に対する2012年4月から退任時までの支給額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役永井多恵子氏は、公益財団法人せたがや文化財団の副理事長であります。当社と公益財団法人せたがや文化財団との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役鈴木芳夫氏は、弁護士法人一番町総合法律事務所の弁護士及び中央大学法科大学院の教授であります。当社と弁護士法人一番町総合法律事務所及び当社と中央大学との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役門脇英晴氏は、株式会社日本総合研究所の特別顧問及び帝京大学経済学部の教授であります。当社と株式会社日本総合研究所及び当社と帝京大学との間には特別な関係はありません。なお、同氏は、帝京大学経済学部教授を2013年3月31日付で退任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（11回開催）	監査役会（16回開催）
	出席回数	出席回数
取締役 永井多恵子	11回	—
取締役 鈴木芳夫	10回	—
監査役 伊集院 功	11回	16回
監査役 門脇英晴	11回	16回
監査役 松田 博	11回	16回

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役永井多恵子氏は、文教・消費経済をはじめとする専門の知識及び経験に基づき、主に社会とのコミュニケーション推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役鈴木芳夫氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、主にコンプライアンス推進の観点から発言を行っております。
- ・監査役伊集院功氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役門脇英晴氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、シンクタンク及び大学の役職に従事してきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役松田博氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、民間企業の常勤監査役を勤めた経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	131百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	215百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、職務を適切に遂行することが困難と判断したときは、会計監査人を解任し、又は会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするよう取締役に対し請求します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- ③ 社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④ 社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的実施する。
- ⑤ 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実にできる体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、担当役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

- ② リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整えるとともに、顧客に対して供給責任を果たせるよう適切な事業継続計画（BCP）を策定する。
- ③ 当社グループに重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。
- ④ 社員が定期的なリスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
- ② 取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ② 子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員

の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- ② 監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、企業価値ひいては株主共同の利益

の確保・向上を図っております。当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあるとの考えのもと、当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発を進めるとともに、資源・環境・エネルギー問題に対する「化学」の果たすべき役割とチャンスを活かした次世代大型事業の創出に取り組んでおります。さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化等の諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2010年3月31日開催の当社取締役会及び2010年6月24日開催の当社第13期定時株主総会の各決議に基づき、2007年6月26日に導入した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

① 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するためのものです。

② 対象となる買付等

本プランは、次のa. 又はb. に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 本プランの発動に係る手続及び発動要件等

上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することがあります。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には原則として30日を上限として延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権（下記④に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当である場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、株主の意思を確認することができるものとします。

④ 本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

⑤ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2013年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）

当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発、資源・環境・エネルギー関連の次世代大型事業の創出、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- a. 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること
- b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的を

- もって導入・更新されたものであること
- c. 株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、発動に際して一定の場合に株主の意思を確認することとされていること、有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること
 - d. 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること
 - e. 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること
 - f. 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること
 - g. 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の意向を反映させることが可能であること
 - h. デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと

6. 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2013年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	1,337,995	負 債 の 部	909,081
流 動 資 産	715,396	流 動 負 債	493,908
現金及び預金	46,514	支払手形及び買掛金	215,666
受取手形及び売掛金	298,411	短期借入金	106,685
有価証券	432	1年内返済予定の長期借入金	54,011
たな卸資産	284,643	コマーシャル・ペーパー	15,000
繰延税金資産	11,264	1年内償還予定の社債	10,000
未収入金	66,108	リース負債	143
その他の	8,603	未払金	53,894
貸倒引当金	△ 579	未払法人税等	2,963
固 定 資 産	622,599	役員賞与引当金	23
有形固定資産	446,637	修繕引当金	10,232
建物及び構築物	106,457	その他の	25,291
機械装置及び運搬具	144,048	固 定 負 債	415,173
土地	164,190	社 債	97,000
建設仮勘定	22,888	長期借入金	223,956
その他の	9,054	リース負債	388
無形固定資産	14,635	繰延税金負債	16,963
のれん	3,935	退職給付引当金	50,855
ソフトウェア	4,903	役員退職慰労引当金	261
その他の	5,797	修繕引当金	3,579
投資その他の資産	161,327	環境対策引当金	3,028
投資有価証券	98,269	資産除去債務	2,589
繰延税金資産	4,129	その他の	16,554
その他の	59,791	純 資 産 の 部	428,914
貸倒引当金	△ 862	株 主 資 本	382,305
合 計	1,337,995	資本金	125,053
		資本剰余金	91,065
		利益剰余金	180,451
		自己株式	△ 14,264
		その他の包括利益累計額	△ 5,526
		その他有価証券評価差額金	12,862
		繰延ヘッジ損益	△ 250
		為替換算調整勘定	△ 18,138
		少数株主持分	52,135
		合 計	1,337,995

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

自 2012年4月1日
至 2013年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,406,220
売上原価		1,233,303
売上総利益		172,917
販売費及び一般管理費		168,627
営業利益		4,290
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,701	
負債のれん償却額	681	
持分法による投資利益	1,575	
受取保険金	2,530	
為替差益	4,102	
その他	4,222	16,811
営業外費用		
支払利息	6,779	
休止費用	1,198	
その他	3,918	11,895
経常利益		9,206
特別利益		
固定資産売却益	425	
投資有価証券売却益	1,251	
環境対策引当金戻入額	3,309	
受取保険金	5,472	10,457
特別損失		
固定資産処分損	4,288	
固定資産売却損	184	
減損	5,582	
関連事業損	4,120	
投資有価証券評価損	794	
事業撤退損	143	
爆発火災事故に係る損失	4,868	
契約解除除金	480	20,459
税金等調整前当期純損失		796
法人税、住民税及び事業税	6,571	
法人税等調整額	255	6,826
少数株主損益調整前当期純損失		7,622
少数株主利益		527
当期純損失		8,149

連結株主資本等変動計算書

自 2012年4月1日
至 2013年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	125,053	91,065	194,648	△14,268	396,498
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 6,011		△ 6,011
当 期 純 損 失			△ 8,149		△ 8,149
自 己 株 式 の 取 得				△ 48	△ 48
自 己 株 式 の 処 分			△ 37	52	15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 14,197	4	△ 14,193
当 期 末 残 高	125,053	91,065	180,451	△14,264	382,305

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,179	△ 81	△37,160	△29,062	48,335	415,771
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 6,011
当 期 純 損 失						△ 8,149
自 己 株 式 の 取 得						△ 48
自 己 株 式 の 処 分						15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,683	△169	19,022	23,536	3,800	27,336
当 期 変 動 額 合 計	4,683	△169	19,022	23,536	3,800	13,143
当 期 末 残 高	12,862	△250	△18,138	△ 5,526	52,135	428,914

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(ご 参 考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

自 2012年4月1日
至 2013年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△581
財務活動によるキャッシュ・フロー	273
現金及び現金同等物に係る換算差額	27
現金及び現金同等物の増減額	△ 96
現金及び現金同等物の期首残高	546
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	0
現金及び現金同等物の期末残高	450

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結包括利益計算書の要旨

自 2012年4月1日
至 2013年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△ 76
その他の包括利益	296
包括利益	220

(内訳)

親会社株主に係る包括利益	154
少数株主に係る包括利益	66

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

計算書類

貸借対照表 2013年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	1,035,413	負債の部	755,121
流動資産	430,952	流動負債	394,375
現金及び預金	23,678	買掛金	146,054
受取手形	335	短期借入金	76,482
売掛金	198,566	1年内返済予定の長期借入金	47,010
商品及び製品	79,009	コマーシャル・ペーパー	15,000
仕掛品	2,061	1年内償還予定の社債	10,000
原材料及び貯蔵品	34,233	リース負債	99
前払費用	66	未払金	39,306
短期貸付金	1,129	未払費用	8,341
繰延税金資産	5,664	未払法人税等	394
未収金	6,976	前受金	3,886
貸倒引当金	76,140	預り金	39,243
	3,151	修繕引当金	8,026
	△ 56	債務保証等損失引当金	445
固定資産	604,461	その他の	89
有形固定資産	276,511	固定負債	360,746
建物	43,053	社債	94,000
構築物	21,549	長期借入金	200,320
機械及び装置	56,864	リース負債	74
車両運搬具	140	繰延税金負債	7,550
工具、器具及び備品	4,078	退職給付引当金	45,383
土地	142,504	修繕引当金	878
建設仮勘定	8,323	環境対策引当金	3,028
無形固定資産	4,530	資産除去債務	489
工業所有権	752	その他の	9,024
著作権	385	純資産の部	280,292
ソフトウェア	3,393	株主資本	269,661
投資その他の資産	323,420	資本金	125,053
投資有価証券	47,266	資本剰余金	93,783
関係会社株	215,367	資本準備金	93,783
出資金	745	利益剰余金	65,089
関係会社出資金	15,528	利益準備金	12,506
長期貸付金	1,267	その他利益剰余金	52,583
破産更生債権等	288	配当引当積立金	10,000
関係会社長期貸付金	1,948	別途積立金	28,070
長期前払費用	2,853	繰越利益剰余金	14,513
前払年金費用	33,951	自己株式	△ 14,264
その他の	5,000	評価・換算差額等	10,631
貸倒引当金	△ 793	その他有価証券評価差額金	10,631
合計	1,035,413	合計	1,035,413

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

自 2012年4月1日
至 2013年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		807,652
売上原価		738,406
売上総利益		69,246
販売費及び一般管理費		79,556
営業損失		10,310
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,932	
受取賃貸料	1,238	
為替差益	2,737	
その他	4,183	25,090
営業外費用		
支払利息	5,580	
休止費用	1,183	
その他	3,513	10,276
経常利益		4,504
特別利益		
固定資産売却益	279	
関係会社株式売却益	3,167	
環境対策引当金戻入額	3,309	
受取保険金	5,000	11,755
特別損失		
固定資産処分損	2,432	
固定資産売却損	170	
減損損	2,688	
関連事業損失	3,246	
投資有価証券評価損	654	
事業撤退損	62	
爆発火災事故に係る損失	4,638	
契約解除金	480	14,370
税引前当期純利益		1,889
法人税、住民税及び事業税	△2,104	
法人税等調整額	891	△1,213
当期純利益		3,102

株主資本等変動計算書

自 2012年 4月 1日
至 2013年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計			
当 期 首 残 高	125,053	93,783	93,783	12,506	55,529	68,035	△14,268	272,603	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△ 6,011	△ 6,011		△ 6,011	
当 期 純 利 益					3,102	3,102		3,102	
自己株式の取得							△ 48	△ 48	
自己株式の処分					△ 37	△ 37	52	15	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△ 2,946	△ 2,946	4	△ 2,942	
当 期 末 残 高	125,053	93,783	93,783	12,506	52,583	65,089	△14,264	269,661	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	7,174	△22	7,152	279,755
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 6,011
当 期 純 利 益				3,102
自己株式の取得				△ 48
自己株式の処分				15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,457	22	3,479	3,479
当 期 変 動 額 合 計	3,457	22	3,479	537
当 期 末 残 高	10,631	-	10,631	280,292

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	3,803	10,000	28,070	13,656	55,529
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 6,011	△ 6,011
当 期 純 利 益				3,102	3,102
自己株式の処分				△ 37	△ 37
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,803			3,803	-
当 期 変 動 額 合 計	△3,803	-	-	857	△ 2,946
当 期 末 残 高	-	10,000	28,070	14,513	52,583

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2013年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中 稔 一 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 雅 一 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 義 浩 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 木 貴 幸 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法によっていたが、当連結会計年度より定額法によることに変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2013年5月14日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中 稔 一 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村 雅 一 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田光 完 治 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 義 浩 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴 幸 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2012年4月1日から2013年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載されているとおり、会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法によっていたが、当事業年度より定額法によることに変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年5月17日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役	岩 淵	滋	ⓐ
常勤監査役	古 賀	義 徳	ⓐ
社外監査役	伊集院	功	ⓐ
社外監査役	門 脇	英 晴	ⓐ
社外監査役	松 田	博	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率（DOE）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めてまいります。具体的には、連結配当性向25%以上、かつ、DOE2%以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期業績は損失計上を余儀なくされましたが、株主の皆様への利益還元の意義を認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

前期末と同額の1株につき金3円、総額3,004,802,433円といたしたいと存じます。

これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき3円と合わせ、年6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2013年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、10名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>ふじ よし けん じ 藤 吉 建 二 (1944年2月14日生)</p> <p>再任</p>	<p>1969年 4月 当社入社 1997年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社専務取締役 2005年 6月 当社代表取締役社長 2009年 6月 当社代表取締役会長 2010年 6月 当社取締役会長 現在に至る</p>	95,000株
2	<p>た なか とし かず 田 中 稔 一 (1945年2月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1968年 4月 東洋高压工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社 1999年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社常務取締役 2005年 6月 当社代表取締役副社長 2009年 6月 当社代表取締役社長 2012年 4月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る (業務執行全般統括。IR・広報部、中国総代表、欧州総代表、米州総代表及び安全・環境企画管理部担当)</p>	140,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">おおむらやすじ 大村康二 (1954年2月14日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 5px; display: inline-block; padding: 2px;">再任</p>	<p>1979年 4月 当社入社</p> <p>2005年 6月 当社執行役員 基礎化学品事業グループ企画管理部長</p> <p>2007年 4月 当社執行役員 基礎化学品事業本部 P T A ・ P E T 事業部長</p> <p>2009年 4月 当社常務執行役員 経営企画室経営企画部長</p> <p>2009年 6月 当社常務取締役 中国総代表兼経営企画室長兼同室経営企画部長</p> <p>2010年 4月 当社常務取締役 経営企画部長兼内部統制室長</p> <p>2011年 6月 当社専務取締役 内部統制室長</p> <p>2012年 4月 当社取締役専務執行役員 内部統制室長</p> <p>2013年 4月 当社代表取締役副社長執行役員 現在に至る (社長補佐。生産・技術本部、工場、最適生産体制構築、S C M 推進部、購買部及び物流部担当)</p>	51,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	こしべみのる 越部実 (1953年11月17日生) 新任	1978年 4月 三井東圧化学㈱入社 2005年 6月 当社理事 機能化学品事業グループ企画管理部長 2006年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グループ企画管理部長 2007年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部企画開発部長 2009年 4月 当社執行役員 生産・技術本部生産統括部長 2010年 4月 当社執行役員 機能化学品事業本部長 2012年 4月 当社常務執行役員 社長付 2013年 4月 当社副社長執行役員 内部統制室長兼H-プロジェクト室長 現在に至る (社長補佐。経営企画部、事業再構築、M&A、H-プロジェクト室及び内部統制室担当)	25,000株
5	たんのわつとむ 淡輪敏 (1951年10月26日生) 再任	1976年 4月 三井東圧化学㈱入社 2007年 4月 当社執行役員 人事・労制部長 2010年 4月 当社常務執行役員 基礎化学品事業本部長 2012年 4月 当社常務執行役員 2012年 6月 当社取締役常務執行役員 2013年 4月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (機能化学品事業本部、機能樹脂事業本部、ウレタン事業本部、基礎化学品事業本部、石化事業本部、三井化学東セロ㈱及び支店担当)	22,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	<p style="text-align: center;">たけのうじ えつ お 武野氏 悦 夫 (1948年9月28日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1972年 4月 デュポンファーイースト社入社 1993年10月 デュポン㈱取締役 1996年 1月 同社常務取締役 1997年 9月 同社常務取締役兼三井・デュポン フロロケミカル㈱代表取締役社長 2002年 1月 同社専務取締役兼三井・デュポン フロロケミカル㈱代表取締役社長 2003年 1月 同社取締役副社長兼三井・デュポン フロロケミカル㈱代表取締役社長 2010年 9月 当社入社 2011年 6月 当社取締役 2012年 4月 当社取締役常務執行役員 現在に至る (Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co.,Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH, R C ・品質保証部、人事部、関係会 社統括部、C S R 部、C S R 委員会 及びレスポンシブル・ケア委員会担 当)</p>	33,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	いさ やま しげる 諫 山 滋 (1954年6月27日生) 新任	1980年 4月 当社入社 2007年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部電子・情報材料事業部長 2009年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部企画開発部長 2009年 6月 当社取締役 機能材料事業本部副本部長兼同本部企画開発部長 2011年 6月 当社社長補佐 米州総代表兼Mitsui Chemicals America, Inc.社長 2013年 4月 当社常務執行役員 現在に至る (新自動車材開発室、環境・エネルギー事業推進室、R&D戦略室、三井化学シンガポールR&Dセンター、合成化学品研究所、高分子材料研究所、機能材料研究所、新事業開発研究所、生産技術研究所、先端解析研究所、R&D管理部及び知的財産部担当)	14,000株
8	く ぼ まさ はる 久 保 雅 晴 (1957年2月9日生) 新任	1980年 4月 当社入社 2007年 4月 当社法務部長 2008年 4月 当社理事 法務部長 2009年 4月 当社理事 社会・環境本部総務部長 2010年 4月 当社執行役員 総務部長 2013年 4月 当社常務執行役員 現在に至る (総務部、法務部、業績管理部、財務部、システム部及びリスク・コンプライアンス委員会担当)	99,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	なが い た え こ 永 井 多 恵 子 (1938年1月30日生) 再任 独立役員	1960年 4月 日本放送協会入局 1990年 8月 日本放送協会浦和（現、さいたま） 放送局長 1993年 6月 日本放送協会解説主幹（文化・教 育） 1997年 4月 世田谷文化生活情報センター館長 2005年 1月 日本放送協会副会長 2009年 6月 公益財団法人せたがや文化財団副理 事長 現在に至る 2010年 6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 公益財団法人せたがや文化財団副理事長	0株
10	すず き よし お 鈴 木 芳 夫 (1945年11月1日生) 再任 独立役員	1970年 4月 検事任官 1983年 4月 司法研修所教官 1987年 3月 法務省訟務局租税訟務課長 1997年 6月 東京高等検察庁刑事部長 1999年 4月 大津地方検察庁検事正 2003年 2月 最高検察庁総務部長 2006年12月 広島高等検察庁検事長 2008年 1月 検事退官 2008年 4月 弁護士登録 弁護士法人一番町綜合法律事務所 入所 現在に至る 中央大学法科大学院教授 現在に至 る 2010年 6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士法人一番町綜合法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院教授	13,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
3. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。
- (1) 永井多恵子氏
長く日本放送協会にご勤務され、現在は文化財団の副理事長等を務めておられます。文教・消費経済をはじめとする専門の知識とご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
- (2) 鈴木芳夫氏
長く検察庁及び法務省にご勤務され、専門の知識を有しておられます。豊富な法曹界でのご経験をもとに、当社のコンプライアンス推進に有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。
4. 永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏ともに3年間となります。
5. 現在、当社と永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。永井多恵子氏及び鈴木芳夫氏が再任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役伊集院功氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
せきね おきむ 関根 攻 (1942年6月14日生) 新任 独立役員	1969年 4月 弁護士登録 1987年 1月 常松・築瀬・関根法律事務所設立 2000年 1月 長島・大野法律事務所との合併に伴い、長島・大野・常松法律事務所パートナー 2008年 1月 長島・大野・常松法律事務所 顧問 2013年 1月 青山総合法律事務所 顧問 現在に至る 重要な兼職の状況 青山総合法律事務所 顧問	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関根攻氏は、社外監査役候補者であります。また、関根攻氏が選任された場合は、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出る予定であります。
3. 関根攻氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。
- 同氏は、法的知識及び豊富な法曹界でのご経験を有しておられることから、当社の業務執行における適正性確保の観点で、社外監査役として適任であると考えております。
4. 関根攻氏が選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2010年3月31日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」を更新することを決議し、同年6月24日開催の当社第13期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新した買収防衛策を「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされており、つきましては、引き続き当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが見られます。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1997年10月の発足以来、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して、高品質の製品とサービスをお客様に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は次の点にあります。

(a) 新技術、新製品を生み出す研究開発力

当社は、長年に亘り培ってきた優れた触媒技術、ポリマー技術、有機合成技術、加工技術、プロセス技術を有しています。このような技術を基に、お客様のニーズを適切に反映しつつ、自動車、電子・情報、生活・環境・エネルギー、包装など幅広い分野で高品質な製品とサービスを生み出し、お客様に提供してきた結果、国内及び世界の市場において、高いシェアを持つ製品を数多く有しています。また、中長期的視点に立った研究開発を継続することにより、太陽光発電、電子・情報フィルム、エコ自動車、次世代機能化学製品、バイオマス化学品などの分野で新技術、新製品を開発し、将来のコア事業を創出しつつあります。このような優れた研究開発力が、当社の将来の収益拡大の礎となっています。

(b) グローバルな生産、販売体制とマーケティング力

当社は、世界14ヶ国に事業拠点を有し、グローバルに生産、販売を拡大しており、2012年度における海外売上高比率は43%に達しています。また、近年では、インド、ブラジルといった新興国にも拠点を設けて事業拡大を図っており、当社の海外売上高は、今後ますます高まる見込みです。当社製品の需要がアジアを中心にグローバルに拡大する中で、その需要を確実に取り込み収益に繋げるためにも、当社のグローバルな生産、販売体制とマーケティング力が必要不可欠な要素となっています。

(c) 社外ステークホルダーとの信頼関係

当社は、長年に亘って事業を継続してきた結果、株主の皆様、お客様、原材料等のお取引先の皆様、官公庁の皆様、事業拠点の近隣居住の皆様、合弁パートナーの皆様など、多くの社外ステークホルダーと深い信頼関係を構築してきました。当社が今後も事業を拡大していくためには、このようなステークホルダーの皆様との信頼関係を維持、発展させていただくことが何よりも重要と考えています。

(d) 高度な専門性とチャレンジ精神を有する多様な人材

当社が高機能・高品質な製品の開発や新事業の創出を推し進め、グローバルに事業を拡大していくためには、高度な専門性とチャレンジ精神を有する有能な人材が不可欠です。当社は、従業員との間で長年に亘り醸成された深い信頼関係の下、グローバルな事業展開も考慮しながら、外国籍の社員も含め、有能な人材の確保・育成に努めてきました。今後、当社が収益を拡大するためには、事業ポートフォリオの入れ替えやグローバル展開が必要不可欠であり、このような人材の確保・育成がますます重要となっています。

当社は、このような企業価値の源泉を基に、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、発足10周年を迎えた2007年に、次の10～15年の更な

る成長を目指した三井化学グループの経営の基本骨格、すなわち「グランドデザイン」を策定しました（その後、一部見直しを実施）。この中で、「目指すべき企業グループ像」を「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」としております。さらに、8～10年で実現を目指す長期経営目標を「収益目標（経済軸）」、「環境目標（環境軸）」、「社会目標（社会軸）」についてそれぞれ定め、経済・環境・社会の3軸のバランスのとれた経営を実現し、企業価値の持続的向上を図ることとしました。収益目標では、営業利益1,500億円以上、ROA（総資産営業利益率）で10%以上を目指しています。環境目標では、GHG（温室効果ガス）原単位指数の引下げと産業廃棄物ミニマム化、非化石原料活用技術の開発に取り組んでいます。また、社会目標では、世界最高の労働安全水準の達成を目指しています。

2013年度を最終年度とする2011年度中期経営計画においては、これらの目標を早期に実現するため、三井化学グループが目指すべき将来像を踏まえて、“成長性”と“永続性”を実現する事業ポートフォリオの構築を目指し、「景気変動を受け難い事業の拡大」、「競争優位事業のグローバル拡大」、「将来のコア事業創出」及び「国内勝ち残り」を基本戦略として具体的施策を策定し、実行してまいりました。この2年間で、農業化学品分野での海外拠点の設置、アジアにおけるメタロセン触媒系高機能ポリエチレンと高機能包装用フィルム製造・販売会社の設立、ポリプロピレンコンパウンド事業におけるM&Aや世界各拠点での生産能力増強、眼鏡レンズ材料事業でのM&Aの実施、歯科材料事業での大型M&Aの決定、ソーラーウインド共同事業の着工など具体的な施策を着実に推進してきています。国内勝ち残りにつきましても、ポリウレタン原料及び汎用ポリオレフィン製造設備の一部停止といった施策を実行してまいりました。こうした中、戦略の実行をさらに加速していくため、エラストマーやポリプロピレンコンパウンドなどの「高付加価値ポリマー群」、ヘルスケアなどの「高機能製品群」及び「フェノール・チェーン」といったトップシェアを有する3領域に経営資源をより集中させて、戦略的M&Aを含めた事業強化を図っております。

当社は、こうした各種施策を推進し、企業価値の源泉をより強固なものとして拡大させるとともに、事業の創出と拡大により、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。中でも、コーポレートガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任（社外取締役2名すべてを独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。）、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライア

ンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

上記のとおり、当社は、長年に亘り築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述の通り、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、化学工業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の革新的な企業風土を背景とした事業ポートフォリオの変革、中長期的視点に立った研究開発その他適正な経営資源の配分、環境・安全・品質の確保等を通じたステークホルダーとの信頼関係の維持等といった取組みを積極的に実行していくことが必要です。当社株式の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であるとの判断のもと旧プランのとおり更新したものでありますが、これらの事情は現在においても変化はないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本更新を行うことを決定いたしました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの概要（概要図は資料1をご参照下さい。）

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様にご覧に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については資料2をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、一定の場合には株主の皆様ご意思確認を行い、また、株主の皆様ご同時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料3のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の①又は②に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

①当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期

1 「提案」とは、第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（当社が石油化学基礎原料、工業薬品、合成繊維原料、自動車・産業材、電子・情報材、農薬、眼鏡レンズ材料、歯科材料等、極めて広範な事業を展開していること、そのために関係する取引先が幅広い業界に及ぶこと、及び世界14ヶ国に113の連結対象会社があり、当社グループの事業規模が大きいこと等に鑑み、原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したのも含みます。）の提供が充分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間（上記①記載の当社の特性に鑑み、原則として60日以内とします。ただし、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし

ます。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める

要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（原則として30日以内とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(e)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(I)上記(d)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(II)株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社及びその関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者¹⁰、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者¹¹、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者¹²（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協働して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

取得を複数回行うことができます。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2016年3月期（2015年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に本新株予約権無償割当て決議を行うものとします。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本更新の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2013年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、

必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて運用できるよう設計されております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.(1)「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記3.(1)「本プランの目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることが条件とされています。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記3.(2)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料3のとおりです。)

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこと

とします（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3. (4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社の取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様にご与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様にご与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(3)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の

払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

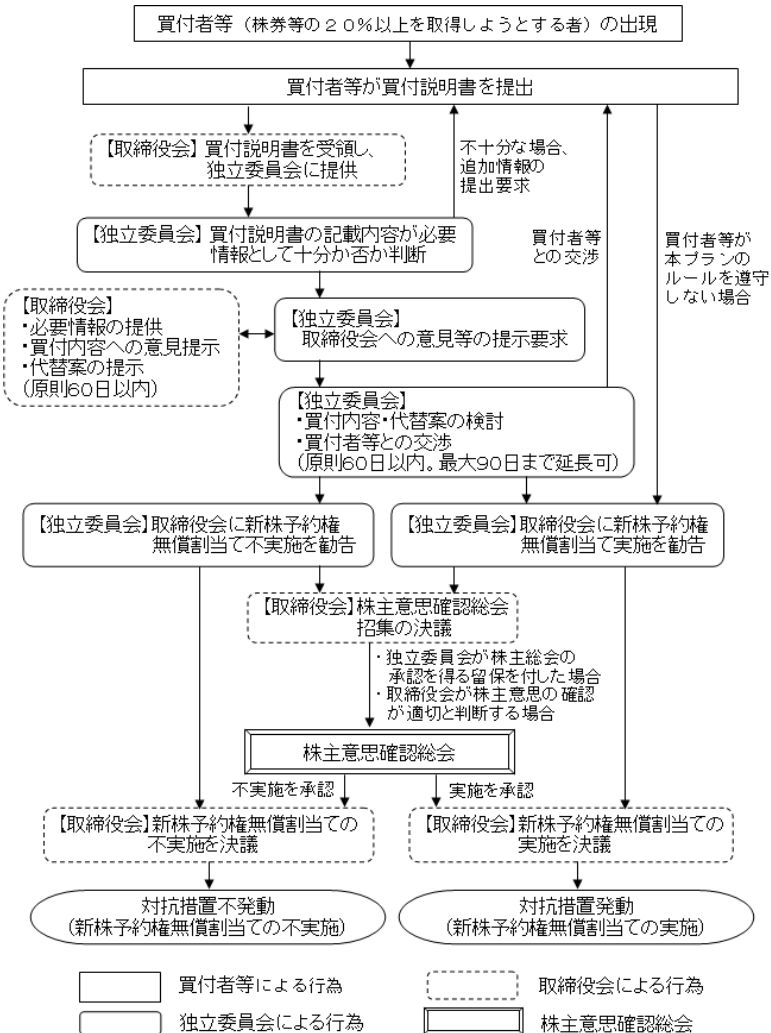
(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

(資料1) 本プランの概要図



(注1) 当社は、本プランの運用に際しては、適用法令又は東京証券取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意確認総会決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(注2) 上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については本文をご参照下さい。

(資料2) 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(資料3) 独立委員会委員の候補者 (五十音順)

鈴木 芳夫 (すずき よしお)

1970年 4月 検事任官
1983年 4月 司法研修所教官
1987年 3月 法務省訟務局租税訟務課長
1997年 6月 東京高等検察庁刑事部長
1999年 4月 大津地方検察庁検事正
2003年 2月 最高検察庁総務部長
2006年12月 広島高等検察庁検事長
2008年 1月 検事退官
2008年 4月 弁護士登録
弁護士法人一番町綜合法律事務所入所 現在に至る
中央大学法科大学院教授 現在に至る
2010年 6月 当社取締役 現在に至る

※ 鈴木芳夫氏は、現在、当社の会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、本定時株主総会において、その取締役への選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任される予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関根 攻 (せきね おさむ)

1969年 4月 弁護士登録
1987年 1月 常松・築瀬・関根法律事務所設立
2000年 1月 長島・大野法律事務所との合併に伴い、長島・大野・常松法律事務所 パートナー
2008年 1月 長島・大野・常松法律事務所 顧問
2013年 1月 青山綜合法律事務所 顧問 現在に至る
2013年 6月 当社監査役就任予定

※ 関根攻氏は、本定時株主総会において、その監査役への選任議案が承認可決された場合には、当社の会社法第2条第16号に規定される社外監査役として就任する予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

永井 多恵子（ながい たえこ）

1960年 4月 日本放送協会入局
1990年 8月 日本放送協会浦和（現、さいたま）放送局長
1993年 6月 日本放送協会解説主幹（文化・教育）
1997年 4月 世田谷文化生活情報センター館長
2005年 1月 日本放送協会副会長
2009年 6月 公益財団法人せたがや文化財団副理事長 現在に至る
2010年 6月 当社取締役 現在に至る

※ 永井多恵子氏は、現在、当社の会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、本定時株主総会において、その取締役への選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任される予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net> をご利用いただくことよってのみ可能です。同ウェブサイトへは、パーソナルコンピューターによるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行って下さい。

(1) 議決権行使のお取り扱い

- ① インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時40分までに行ってくださいようお願いいたします。
- ② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- ③ インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

(2) パスワードのお取り扱い

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱い下さい。また、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えできません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまい、パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

(3) システムに関する環境条件

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境をご確認下さい。

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること
 - a. マイクロソフト社Microsoft[®] Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
 - b. アドビシステムズ社Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™] Ver. 4.0以降又は、Adobe[®] Reader[®] Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧ください）

※Microsoft[®]及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™]、Adobe[®] Reader[®]はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ③ 同ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用下さい。
- ④ お勤め先の会社等からインターネットに接続される場合、インターネットの接続に、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

(4) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご登録住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

2. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

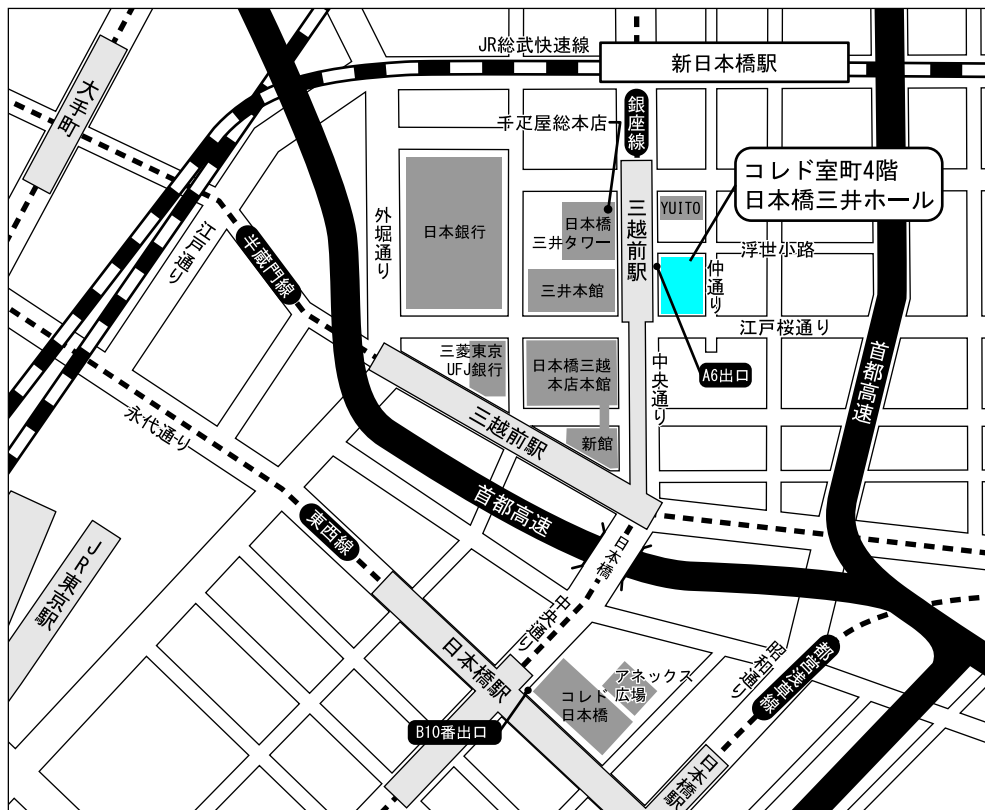
第16期 定時株主総会 会場ご案内図

● 会 場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 コレド室町 4階 日本橋三井ホール TEL. 03-5200-3211

● 交 通

地下鉄 銀座線・半蔵門線 三越前駅 A6出口隣より直結
東西線・銀座線・都営浅草線 日本橋駅 B10出口より徒歩5分
J R 総武快速線 新日本橋駅 A6出口隣より直結



※ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
なお、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんのでご了承下さい。